

営農継続支援補助事業 「高温対策補助事業」の概要

猛暑による農作物への影響が甚大であるため、高温への対策に用いる資材の購入及び設置に要する経費の一部を助成するものです。

補助対象者

東海市内に住所を有する農業者又は農業法人

補助対象

- ① かん水施設
- ② 地熱抑制シート
- ③ 塗布材
- ④ 寒冷紗
- ⑤ ぶどう傘

※東海市内の農地にて行う農作物の高温対策に使用するものが対象です

補助率（上限額）

高温対策に用いる資材の購入及び設置費の2分の1以内
ただし、各資材に応じて以下の金額を補助上限額とする

- | | |
|-----------|----------|
| ① かん水施設 | 500,000円 |
| ② 地熱抑制シート | 500,000円 |
| ③ 塗布材 | 150,000円 |
| ④ 寒冷紗 | 250,000円 |
| ⑤ ぶどう傘 | 120,000円 |

※100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額が補助額です。

申請方法

- ①補助金交付申請書及び事業計画書・収支予算書（様式は農務課窓口で配布）
- ②見積書を東海市役所農務課（5階）へ提出してください
（補助金内定後に請求書、領収書の提出が別途必要です）

申請期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月12日（金）まで

◆よくある質問◆

Q ①～⑤の各資材を重複して申請することができるか？

A 可能です。（例）塗布材と寒冷紗を同時に申請することができ、それぞれの資材に補助上限が設けられています。

※ 営農継続支援補助事業（高温対策補助事業）に関するお問い合わせは東海市役所農務課（5階）農業振興グループ（☎052-613-7673/0562-38-6297）へ。